

令和8年度 冬の閑散期における誘客促進事業業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度冬の閑散期における誘客促進事業

2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

3 趣旨・目的

本県の観光需要が落ち込む観光閑散期（1月～2月頃の冬期）において、主に関東・関西などの大都市圏等からの誘客により、県内宿泊者数や泊数の増加などによる県内観光消費額の底上げを図る。

また、本年梅雨期に兵庫県が実施した閑散期誘客促進事業に引き続き、本県ならではの冬の魅力や強み（温泉、食、酒、テロワールコンテンツ、フィールドパビリオンプログラム等）、閑散期だからこそ提供できる心温まるおもてなし等を活用した効果的な誘客・販売手法を確立し、今後の閑散期対策における継続的な施策展開に資することを目指す。

4 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部（以下「委託者」という。）

5 委託料の上限額

金10,000千円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

6 業務の内容

（1）企画・運営

上記の目的を達成するため、梅雨期に実施した閑散期誘客施策内容を踏まえキャンペーンの企画・運営を行うこと。なお、企画・運営に当たっては、委託者が推薦する専門家等の意見を踏まえて実施すること。

① 対象期間

冬期（1月～2月頃）

※キャンペーン実施期間については、最適な日付を提案すること。

② ターゲット

・首都圏、関西圏等を中心とした宿泊旅行者

③ キャッチコピー

「スローステイひょうご」

④ テーマ

・本県ならではの冬の魅力や強み（温泉、食、酒、テロワールコンテンツ、フィ

ールドパビリオン等)を活かした旅

- ・混雑が落ち着く閑散期だからこそできる心温まるおもてなし
- ・移動手段も含め、ゆったりと過ごす上質な旅

⑤ コンセプト・考え方

- ・クーポンによる値引きではなく、特典の追加など価値を付加する考え方
- ・本県の閑散期キャンペーンの効果的な実施（利用者にとってわかりやすいキャンペーン内容や予約導線、効果的なプロモーションなど）

(2) 事業者と連携した誘客事業の実施

冬期における観光需要を喚起し、宿泊需要を創出するための誘客事業を提案し、実施すること。

① 宿泊事業者との連携

ア ゆったり過ごしていただける特典を付けた宿泊プランを造成するよう宿泊事業者に働きかけること。

なお、プラン名は「スローステイひょうご宿泊プラン」とし、利用者にわかりやすく伝わるよう、委託事業者においてプランのテーマを設定すること。また、可能な限り宿泊事業者向けの説明会を実施すること。また、年間の閑散期対策の考え方について説明するとともに、次年度の梅雨期の取組についても予告しておくこと。

(テーマ例)

- ・冬の「テロワール食材」を使った食事付きプラン
- ・ウェルネステ典付きプラン
- ・ゆったりステイプラン（レイトチェックアウト、連泊特典など）
- ・ユニバーサルな宿泊プラン（貸切風呂、入浴介助など）

イ OTAなどの各宿泊施設の販売ページ等で委託者が提供するキャンペーン素材等も活用したPRを実施し、また、宿泊事業者によるプロモーションについても協力を仰ぐこと。

② 宿泊プラン共通特典の提案

本キャンペーンの宿泊を促すため、宿泊者限定の共通特典を提案すること。なお提案にあたっては、受託者の強みや独自サービス等を活用し、キャンペーン利用者に対する付加価値の提供や宿泊施設周辺の周遊を促す仕掛けを盛り込むこと。

③ 誘客コンテンツ

ア 宿泊プランと併せて、閑散期ならではの特別な体験コンテンツとして、委託者が造成するテロワールコンテンツ等を活用した相互プロモーションを実施すること。

イ 兵庫県企画部地域振興課が実施するEXPOレガシーひょうごスタンプラリー事業との連携を図り、相互に効果的なPRを実施すること。

ウ テロワールやひょうごフィールドパビリオンに関連したコンテンツにおいて、閑散期だから提供できる「人」に着目した目玉コンテンツを3つ程度造成し、実施すること。

(コンテンツ例)

- ・著名コンテスト入賞者による指導など特別な体験コンテンツ
- ・第一人者や著名人などによる解説・案内など特別な体験コンテンツ

(3) ユニバーサルツーリズムの推進

混雑が落ち着く観光閑散期は、よりきめ細やかなサービスの提供や受入れ対応を行いやすく、高齢者や障がいのある方をはじめ、誰もが安心してゆったりと旅を楽しみやすい時期である。こうした特性を踏まえ、本事業においても兵庫県が推進するユニバーサルツーリズムの推進を図るため、以下の取組を実施すること。

- ・6の(4)で定めるキャンペーン特設サイトにおける特集ページの掲載
- ・インフルエンサー等を活用したPRの実施

(4) 特設サイトの更新・運営

- ・梅雨期に実施した閑散期キャンペーンにおいて構築した特設サイトを活用し、キャンペーン内容に併せて更新及び運営を行うこと。
- ・キャンペーン特設サイトのトーン&マナー等にも配慮し、「スローステイひょうご」にふさわしいサブタイトルを提案すること。
- ・キャンペーン終了後、委託者が運営する「兵庫観光navi」に移管するため、特設サイトの静的ページ完全版データをZipファイルで納品すること。
制作したデータ等は委託者が指定する事業者へ提供すること。なお、納品するデータの詳細は協議のうえ決定し、移管に要する費用は受託者が負担すること。

(5) 他事業との連携

- ・委託者、兵庫県が実施する広報活動等に必要な協力を行うこと。
- ・ひょうごフィールドパビリオンやテロワールコンテンツなど関連事業と連携し、相互にPRを実施すること。

(6) 首都圏、関西圏等を中心とした宿泊旅行者にリーチするプロモーション

- ・キャンペーンおよびキャッチコピーの認知度向上を図るためのプロモーションを実施すること。
- ・ターゲットに確実にリーチするプロモーションの提案を行うこと。
- ・自社がもつ強みを活かすとともに、温泉や食をはじめとする冬季の兵庫の魅力を効果的に組み合わせ、誘客効果の最大化を図ること。

(7) その他誘客に向けた活動の提案

委託金額の上限内で実施可能な上記(1)～(6)までの項目について、自主的な提案があれば追加すること。

(8) 事後の対応

キャンペーン終了後に参画事業者に対して、キャンペーンに対する感想を求めるなどのアンケート(項目は委託者と協議)を実施し、7-(4)につながる課題や評価分析を行うこと。また、次年度の梅雨期の取組についても予告しておくこと。

7 事業実施効果等

- (1) 当事業の事業成果を図る指標として①県内宿泊者数、②県内観光消費額の2項目を設定すること。キャンペーンによる直接的な効果に加え、施策全体の効果についても各種統計調査等も活用し評価・分析を行うこと。

(2) 上記に加えて、アウトプット及びアウトカムの両面から、関連指標・成果目標等を独自に提案すること。

例：(アウトプット) プラン利用者数、参画施設の宿泊者数・宿泊単価 等

(アウトカム) 期間中の県内宿泊人泊数、キャンペーンの経済効果 等

※チラシ等の制作部数、SNS広告インプレッション等は効果測定の指標の対象外とする。

(3) 上記以外に委託者が事業実施効果等の提出を求めた場合、都度、速やかに報告すること。

また、必要に応じて、受託者の主催により、委託者等とミーティングを実施すること。

(4) 誘客施策の実施効果を検証し、次年度以降の閑散期対策について方向性を示すこと。

8 成果物の提出等

(1) 成果物

本業務に関わる「業務完了報告書」をはじめとする次の成果が分かる資料を作成し、契約期間満了日までに提出すること。

- ・業務の実施期間、実施したプロモーション業務の一覧、業務実施の内容、結果、分析、その他、委託者が完了検査に必要と認めるもの。
- ・受託者は、紙媒体（1部）のほか、委託者の求めに応じ、編集可能な電子データ（Microsoft社の Word、Excel、PowerPoint のいずれか）を提出すること。電子データの各ファイルには内容の分かるファイル名を付与すること。

(2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部 企画開発課

（神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階）

(3) 提出期限

令和9年3月26日（金）17時

9 業務実施上の留意点

(1) 契約の締結

- ① 本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議のうえ実施すること。
- ② 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 業務の進捗管理・報告

受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。本業務の進め方にあたっては、受託者は、委託者と定期的にミーティングを行い、適切なスケジュール管理を行うこと。また、実績等について、委託者が指定する方法で報告を行うこと。

(3) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと。

(4) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委

託者の指示に従うこと。

(5) 受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。

(6) 成果品の利用（二次利用）

本業務において受託者が作成した資料などの著作権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲内において、随時利用できるものとする。

(7) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(8) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(9) 委託契約の締結

ア 契約に関する事務は委託者で行う。

イ 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

ウ 契約条項は、委託者において示す。

エ 契約の相手方となる事業者は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証契約を締結した場合、及び過去2年間に法人、国（公社・公団を含む）、地方公共団体その他理事長が指定する公共団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

(10) 契約の解除

ア 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し委託料の支払いをしない、もしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。

イ 上記アにより契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

(11) 委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

(12) 受託者は、委託者が提供する画像を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きをおこなうこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。

- (13) 本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に双方協議のうえ決定する。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

- (14) 受託者は、本業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。

- (15) 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面をひょうご観光本部に提出し、書面による承認を得た場合は、ひょうご観光本部が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者はひょうご観光本部に対し全ての責任を負うものとする。

- (16) その他

ア 受託者は、本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、その都度速やかに委託者と協議したうえで、その指示に従わなければならない。

イ 委託者が必要と認めるときは、協議の上、契約の内容を変更することがある。この場合において、委託料又は契約期間若しくはその両方を変更する必要があるときは、協議により定めるものとする。

ウ 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議のうえ、定めるものとする。